議案第37号

大網白里市道路占用料等条例の制定について 大網白里市道路占用料等条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市道路占用料等条例

大網白里市道路占用条例(昭和35年条例第14号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。) 第39条第2項(法第91条第2項で準用する場合を含む。)の規定による占 用料の額及び徴収方法並びに法第73条第2項(法第91条第2項及び電線 共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共 同溝整備法」という。)第25条で準用する場合を含む。)の規定による手数 料及び延滞金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、占用の許可の際に納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、 毎年度、当該年度分を当該年度の初めに徴収する。

(占用料の還付)

第4条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、市長が法第71条第2項(法第91条第2項で準用する場合を含む。)の規定により占用の許可を取り消した場合において、既に納付した占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算定した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は還付する。

(占用料の減免)

第5条 市長は、占用物件が次の各号に該当する場合においては、申請により 占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は県の事業により占用するとき。
- (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に 係るもの
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号) による選挙運動のために使用 する立札、看板その他の物件
- (5) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号) 第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの (督促手数料及び延滞金の額等)
- 第6条 市長は、法第73条第1項(法第91条第2項及び電線共同溝整備法 第25条で準用する場合を含む。)の規定により、納付すべき占用料又は負担 金を納付しない者に対して督促をしたときは、当該者から督促手数料及び延 滞金(以下「督促手数料等」という。)を徴収する。
- 2 督促手数料の額は、督促状の郵送に要した金額とする。
- 3 延滞金の額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき占用料等の額に年14.5パーセント(当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満であるときは徴収しない。
- 4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、36 5日当たりの割合とする。
- 5 市長は、納付すべき期限までに納付しなかったことについてやむを得ない 理由があると認めるときは、督促手数料等を減額し、又は免除することがで きる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大網白里市道路占用料等条例の規定は、施行日以 後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料について は、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第6条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントに満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を加算した割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(大網白里市下水道条例の一部改正)

4 大網白里市下水道条例(平成2年条例第20号)の一部を次のように改正 する。

第24条第2項中「大網白里市道路占用条例(昭和35年条例第14号)」 を「大網白里市道路占用料等条例(平成31年条例第 号)」に改める。 (大網白里市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の大網白里市下水道条例の規定は、施行日以後に 徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、 なお従前の例による。 (大網白里市行政財産目的外使用料条例の一部改正)

6 大網白里市行政財産目的外使用料条例(平成16年条例第14号)の一部 を次のように改正する。

第2条第3項中「大網白里市道路占用条例(昭和35年条例第14号)」を「大網白里市道路占用料等条例(平成31年条例第 号)」に、「占用物件の種別」を「占用物件」に改める。

(大網白里市行政財産目的外使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の大網白里市行政財産目的外使用料条例の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

別表(第2条)

Z (7/12/K)	占用物件	単位	占用料の額
法第32条	第1種電柱	1本につき	670円
第1項第1	第2種電柱	1年	1,000円
号に掲げる	第3種電柱		1,300円
工作物	第1種電話柱		590円
	第2種電話柱		950円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		5 9 円
	共架電線その他上空に設け	長さ1メー	5円
	る線類	トルにつき	
	地下に設ける電線その他の	1年	3円
	線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき	580円
		1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1	350円
		平方メート	
		ルにつき1	
		年	
	変圧塔その他これに類する	1個につき	1, 100円
	もの及び公衆電話所	1年	
	郵便差出箱及び信書便差出		500円
	箱		
	広告塔	表示面積1	1,600円
		平方メート	
		ルにつき1	
		年	
	その他のもの	占用面積1	300円
		平方メート	

			ルにつき 1	
			年	
法第32条	外径が0.0	7メートル未	長さ1メー	2 5 円
第1項第2	満のもの		トルにつき	
号に掲げる	外径が0.0	7メートル以	1年	3 5 円
物件	上0. 1メー	トル未満のも		
	0			
	外径が0.1	メートル以上		5 3 円
	0. 15メー	トル未満のも		
	の			
	外径が0.1	5メートル以		7 1 円
	上0.2メー	トル未満のも		
	0			
	外径が0.2	メートル以上		100円
	0. 3メート	ル未満のもの		
	外径が0.3	メートル以上		140円
	0. 4メート	ル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上			250円
	0. 7メートル未満のもの			
	外径が 0. 7メートル以上			350円
	1メートル未	満のもの		
	外径が1メートル以上のも			710円
	0			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲			占用面積1	1, 100円
げる施設			平方メート	
法第32条	地下街及び	階数が1の	ルにつき1	A120.00
第1項第5	地下室	もの	年	5 を乗じて
号に掲げる				得た額
施設		階数が2の		Aに0.00

		もの		8を乗じて
				得た額
		階数が3以		Aに0.01
		上のもの		を乗じて得
				た額
	上空に設ける	通路		820円
	地下に設ける	通路		490円
	その他のもの			1, 100円
法第32条	祭礼、縁日そ	の他の催しに	占用面積1	16円
第1項第6	際し、一時的	に設けるもの	平方メート	
号に掲げる			ルにつき1	
施設			日	
	その他のもの		占用面積1	160円
			平方メート	
			ルにつき1	
			月	
道路法施行	看板 (アーチ	一時的に設	表示面積1	160円
令(昭和27	であるもの	けるもの	平方メート	
年政令第4	を除く。)		ルにつき 1	
79号。以下			月	
「政令」とい		その他のも	表示面積1	1,600円
う。) 第7条		の	平方メート	
第1号に掲			ルにつき1	
げる物件			年	
	標識		1本につき	950円
		<u> </u>	1年	
	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき	16円
		の他の催し	1 日	
		に際し、一時		

1	I	<i>.u.</i> >= === > 1 = =	1	
		的に設ける		
		もの		
		その他のも	1本につき	160円
		0	1月	
	幕(政令第7	祭礼、縁日そ	その面積1	16円
	条第4号に	の他の催し	平方メート	
	掲げる工事	に際し、一時	ルにつき 1	
	用施設であ	的に設ける	日	
	るものを除	もの		
	< ₀)	その他のも	その面積1	160円
		0	平方メート	
			ルにつき 1	
			月	
	アーチ	車道を横断	1 基につき	1,600円
		するもの	1月	
		その他のも		820円
		の		
政令第7条第	2号に掲げるエ		占用面積1	1, 100円
政令第7条第	3号に掲げる施	直 設	平方メート	A120.03
			ルにつき1	4を乗じて
			年	得た額
政令第7条第	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及			160円
び同条第5号に掲げる工事用材料			平方メート	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及			ルにつき1	110円
び同条第7号に掲げる施設			月	
政令第7条	トンネルの上又は高架の道		占用面積1	Aに0.01
第8号に掲	路の路面下(当該路面下の	平方メート	7を乗じて
げる施設	地下を除く。)に設けるも	ルにつき1	得た額
	の		年	
•			,	

	上空に設けるもの		Aに0.02
			4を乗じて
			得た額
	地下(トンネ	階数が1の	A120.00
	ルの上の地	もの	5 を乗じて
	下を除く。)		得た額
	に設けるも	階数が2の	A120.00
	の	もの	8 を乗じて
			得た額
		階数が3以	Aに0.01
		上のもの	を乗じて得
			た額
	その他のもの		A120.03
			4を乗じて
			得た額
政令第7条	建築物		Aに0.01
第9号に掲			7を乗じて
げる施設			得た額
	その他のもの		Aに0.01
			2を乗じて
			得た額
政令第7条	建築物		Aに0.02
第10号に			4を乗じて
掲げる施設			得た額
及び自動車	その他のもの		Aに0.01
駐車場			2を乗じて
			得た額
政令第7条	トンネルの上又は高架の道		Aに0.01
第11号に	路の路面下に設けるもの		7を乗じて

掲げる応急		得た額
仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02
		4を乗じて
		得た額
	その他のもの	A120.03
		4を乗じて
		得た額
政令第7条第	12号に掲げる器具	A120.03
		4を乗じて
		得た額
政令第7条	トンネルの上又は自動車専	A120.01
第13号に	用道路(高架のものに限	7を乗じて
掲げる施設	る。)の路面下に設けるも	得た額
	Ø	
	上空に設けるもの	A120.02
		4を乗じて
		得た額
	その他のもの	A120.03
		4を乗じて
		得た額

備考

- 1 占用料の額が1件100円未満の場合は、100円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。) のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以 下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のう ち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項

において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4 条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 9 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条の規定により課税 される占用料の額は、この表により計算した額に消費税及び地方消費税の 税率を乗じて得た額を加えた額とする。